

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成30年 6 月 8 日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第38号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第 2 議案第39号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3 議案第40号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第41号 小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結について
日程第 5 議案第42号 平成30年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 6 請願第 5 号 子ども医療費完全無料化を求める請願について
日程第 7 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	杉 村 義 仁 君	12 番	鬼 頭 勝 治 君
13 番	鷺 野 聰 明 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	奥 田 哲 弘 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君

子育て支援事業
担当部長兼
児童福祉課長

中野悦秀君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	大野敦弘
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

午前10時00分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条に、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第38号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・議案第38号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

では、議案第38号：愛西市税条例等の一部改正について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この国のほうの法改正、大変難しく理解するのに大変苦労したわけなんです。愛西市民への税負担への影響についてまずはお聞きしたいのですが、今の現状で非課税になる人数、その総額、またどういった方が対象になるのか、平均的な年齢というか年代、そういったものについて御説明をいただきたいと思っております。また、逆に増税になる人数、その総額、またどういった方が対象になるのか、年齢的なもの、年代的なものについて御説明をいただきたいと思っております。

そして次に、愛西市民への税負担の改正により、福祉のほうにも影響が出てくると思っておりますが、その視点でお聞きをいたします。

非課税世帯の増加や税負担の増により、市民が受けるサービスや市民負担への影響はどんなものがあるのか、具体的に教えていただきたいと思っております。それから、非課税世帯がふえたり、増税者がふえることによる市財政への影響についてはどうなのか、それについてもお伺いをしたいと思っております。

そして最後に、今後、この税改正により、市のコンピューターシステムの改修、税だけにとどまらず福祉の面についても影響が出てくるのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

以上です。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、私からまず市民への影響と、3つ目の市財政への影響、またシステム変更などの影響、3点につきまして御答弁させていただきます。

まず、非課税になる人数といたしましては、約140名ほどを見込んでおります。その総額でございますが、80万円ほどの減額であろうと考えております。また、対象者といたしましては、営業所得者、農業所得者、不動産所得者等で、これは給与・年金所得者以外の方が対象であると考えております。その平均年齢でございますが、62歳ほどかを見込んでおります。

次に、増税になる人数といたしましては、約80名ほどであろうと考えております。その総額でございますが、約260万円を見込んでおります。対象者といたしましては、高額所得者であろうというふうに考えております。また、その平均年齢は60歳程度と見込んでおります。

次に、非課税世帯数の増減の市財政への影響ということでございます。

トータルで影響としましては約1,360万円ほど減額になるのではないかと見込んでおります。それから最後ですが、システム変更等ですが、これは住民税のシステム改修が必要となってまいります。

私からは以上でございます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは私から、福祉関係の影響についてのお尋ねでございます。

平成33年度分から、介護保険料、後期高齢者医療保険料や国民健康保険税が上がる可能性があること、保育料の階層区分や家族介護用品の支給対象者、障害者日常生活用具給付事業等の所得要件による自己負担分について影響があるものと認識しております。ただし、これらにつきましては、今回の地方税制の改正に伴う社会保障制度等の給付や負担については、国におきまして影響や不利益が生じないように対応されるものと聞いております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

本当にこれは複雑で、どんな人が助けられて、どんな人に負担が来るのか大変わかりにくいと思うんですが、総合的に国のほうから具体的にこの税法を改正することによって、国民がどんな影響を受けるのか、こんなためにやるんだというような、そんな方針が示された上で、市のほうにいろんな通知文は来ていると思います。総合的にどういう人が救われるのか、その辺についても簡単に国の方針的なものを教えていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど、市民にとって福祉の向上にはつながらないのか、それとも今のまま、国のほうの社会保障について仕組みが変わらないのであれば、福祉の低下になるのか、向上になるのか、その辺は市のほうとしてどう判断していらっしゃるのか、その辺ちょっともう一度説明いただくとありがたいと思います。

**○総務部長（伊藤長利君）**

私からは、それではどんな方がこの税改正によって救われるかということでございますが、

フリーランスとか、請負企業によります収入のある方が基礎控除が10万円上がります。これは、従来33万円のもの43万円になると、こういったことから、税額が少なくなりまして、こういった方は少し楽になるというふうに考えております。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

福祉関係でございますが、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税につきましては、何らかの国の対応がされると思います。また、非課税世帯がふえることによって、課税から非課税世帯になる方については負担が減っているとか、そういったことは生じてくるというふうに考えております。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

資料に基づいてお尋ねをいたします。

資料2ページの24条第2項、第1条関係で、用語ですけれども、同一生計配偶者と控除対象配偶者というのがありますけれども、この違いについてお尋ねいたします。

同じく、均等割非課税者の限度額をなぜ10万円引き上げるかについてお尋ねをいたします。

同じく2ページ、34条の6の1条関係、所得要件2,500万円がなぜ設けられたのか。愛西市において、2,500万円以上の方は何人見えるか。

それから3ページ、48条関係ですけれども、電子情報処理組織とは何か。それから、愛西市において、大法人、資本金1億円を超える件数は何件あるか。

それから3ページ、第92条についてですけれども、加熱式たばこ、今話題になっておりますけれども、加熱式たばこと紙巻きたばこの違いは大きく言ってどんな点か。それから、現在のたばこの税収、売上量の推移、また加熱式たばこの課税が変更されると税収がどうなるか、どのくらいふえるかについて。それから、たばこの税率の引き上げで、小売が幾らぐらい影響を受けるのかという点についてお尋ねをいたします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

私から順次御答弁させていただきます。

まず、同一生計配偶者でございます。

給与所得者と生計を一つにする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人でございます。控除対象配偶者でございますが、こちらは所得制限がありまして、1,000万円以下といった条件がついております。その違いでございます。

次に、均等割非課税者の限度額を10万円引き上がるのかということでございますが、給与所得控除及び公的年金控除の必要経費が10万円引き下げられるかわりに、均等割の非課税者の限度額を10万円引き上げるものでございます。

次に、所得要件2,500万円がなぜ設けられたかということでございますが、地方税法で高額所得者の基準が設けられました。これが2,500万円を超える所得割の納税義務者につきましては、従来、基礎控除がございましたが、基礎控除を適用しないというものでございます。

次に、愛西市において2,500万円以上の方は何人かということですが、平成29年度実績で2,500万円を超える方が78名お見えです。

続きまして、電子情報処理組織についてでございます。

これにつきましては、e L T A X等の電子申請に使用する電気通信回線で接続いたしました組織ということでございます。

次に、愛西市において、大法人は何件あるかでございます。

平成29年度の実績見込みで51社あると確認しております。

次に、加熱式たばこ紙巻きたばこの違いでございますが、加熱式たばこは、従来の紙巻きたばこのように、たばこ葉に直接火をつけるものではございません。これは、たばこ葉に熱を加えまして、ニコチンを発生させる方式のものということでございます。

それから、現在のたばこの税収でございます。29年度実績で約2億9,700万円でございます。

それから、売上量の推移ですが、過去3年間の実績をもとに年間平均を見ますと、売上金額は約1,400万円の減少で、本数としましては年間300万本減少をしている状況でございます。

次に、加熱式たばこが課税されると税収がどのぐらいふえるかといった御質問ですが、紙巻きたばこと同様に、現在、加熱式たばこも課税の対象になっております。

次に、たばこ税の税率引き上げで、小売は幾らになるかということでございますが、たばこの種類等ございますので、例えば1箱440円の紙巻きたばこの場合ですと、平成30年10月1日から、3回上がりますので、1回20円ずつ上がりまして、全体で60円が引き上げられるといった試算を考えております。

私からは以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

2ページの24条2項の1条関係で、なぜ均等割非課税の限度額が10万円引き上げられるかというのは、公的年金の控除が10万円下げられるので、それを補填するという形で、影響がないように10万円引き上がるというふうに解してよろしいかという点と、それから34条の関係ですけれども、所得要件2,500万円が設けられたということについて、基礎控除を廃止して、所得割だけにすると。78人見えるということですが、税収的には上がるかどうかという点についてはどうでしょうか。

それから、92条のたばこの関係ですけれども、電子たばこの課税の方法が変わるということで、税収的にふえるかどうかという点でのお尋ねをしたんですけれども、この間、減ってきておるといふことですが、それが傾向としては変わらないのか、税収が上がってくるのかについてと、それから最後のたばこ税の引き上げで、3年かけて20円ずつ上がるので60円上がると、440円のものだという点では、1箱、現在は500円以上のたばこはないと思いますけれども、500円以上のたばこになっていくということによろしいかという点についてお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

最初の御質問でございますが、24条関係ですが、議員御指摘のとおり、お見込みのとおりで

ございます。つけ加えますと、公的年金だけではなく、給与所得者に関しましても10万円の引き下げがございますので、つけ加えておきます。

続きまして、所得要件の2,500万円の方が今回設けられたということですが、これによりまして、当然、2,400万円を超える方も軽減の対象になりますし、2,500万円以上の方は全額33万控除がなくなるということで、当然この分につきましては税収が上がると見込んでおります。

それから、たばこの関係でございますね。現在、たばこにつきましては、当然、喫煙者が減っている状況でございます。そういった中で、たばこ税収が全体的に減収をしておりますので、加熱式たばこだけで推計ができない状況でございますが、もしも加熱式たばこの割合が増加してきますと、当然、率が違いますので、税収としては減収をするだろうというふうに考えております。

それから、先ほども例を言わせていただきました440円のたばこということでお話ししましたが、当然、60円を足しますと500円になりますので、これ以上の単価のたばこにつきましては、500円以上のたばこがふえてくるというふうに考えております。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第39号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第2・議案第39号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第39号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問いたします。

今回の改正の提案理由には、省令の施行に伴い改正する必要があるとありますが、どのような内容のものなのか、改正に至った背景についてお伺いします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

今回の条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年度厚生労働省令第63号）の改正によりお願いするものでございます。

背景としましては、第10条第3項第4号につきましては、教諭となる資格を有する方について、放課後児童支援員の資格者となっておりましたが、教員免許更新制度との関係でわかりにくいものとなっていたため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改正されるものでございます。

第10条第3項第10号につきましては、放課後児童クラブで働く方の中には、高等学校卒業者でないため、放課後児童支援になれないが、経験豊富で評価の高い方も多く見えるため、基礎資格を拡大するものでございます。以上でございます。

○4番（竹村仁司君）

現在、市内に何名の放課後児童支援員さんがいて、今回の条例改正後の(4)(10)に当てはまる人がそれぞれ何名になるのかお伺いします。

また、夏休みなどの休み中には、児童の数がふえることは間違いないと思いますが、現在の放課後児童支援員さんの数で間に合うのか、条例改正後に新たな募集をかけるのかお伺いします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、放課後児童支援員につきましては、4月1日現在128名お見えになり、教育職員免許法に規定する免許状を有する方は87名でございます。また、補助員で第10号に該当される方はお見えになりません。

あと、休み期間中の放課後児童支援員でございますが、募集をしていただき、児童の安心・安全を守る体制をお願いしております。

○議長（鷲野聡明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第39号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

竹村議員とちょっとよく似ているんですけど、今回、この条例改正によって、放課後児童健全育成事業に従事した者が認められるということになるんですけど、市として大体の見込み人数はどれぐらいの人数がちょっと教えてください。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

放課後児童支援員につきましては、128名お見えになりまして、第4号に該当される教育免許法に規定する免許状を有する方につきましては87名でございます。また、補助員で第10号に該当される方はお見えになりません。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

今の回答で128名ということで、うち87名が教員の方で、そのほかの方というのは、もう既に5年以上たっておるという考えでいいかと思うんですけど、今後は、5年未満の方、来年ぐらいになると、本年度もそうですけど、日にちで従事されてみえると思うんですけど、その変の人数の把握はしてみえるかお尋ねいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

従前、この放課後指導支援員になられる方につきましては、第1号から第9号までございまして、今回、第4号の教育職員免許法に規定する方は87名ということでございます。また、10号につきましては高校卒業者でない方で、今まで支援員になれなかったものですから、5年以

上携わってみえる方については新たに支援員になられるというものでございます。ただ、今、この10号に該当される高校卒業者でない方で放課後児童クラブに携わってみえる方はお見えになりません。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは順次質問させていただきます。

今回、この条例についての支援員に関することが明確にされたんですけれども、民間児童クラブについても適用されるのか、そして民間の児童クラブに対しても、こういった支援員の体制について市が監督していく立場なのか、まずは確認をさせていただきたいと思います。

それから次に、10条には、この支援員の条件が書かれております。こういった条件を満たし、かつ県の支援員の養成講座があるわけですが、これを受けて、初めて児童クラブの支援員になれるわけでございます。県の子育て支援員の研修の受講の条件というのも大変厳しい条件が付されているわけですが、この10条の10項目の条件のほかに、この受講の条件というものがあるのか。そして、愛西市では今現在、指導員の中で県の支援員の資格を持っている支援員はどれだけいるのか教えていただきたいと思います。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まずは、民間児童クラブにも適用されるのかという御質問でございますが、適用されます。

また、民間事業者にどのような監督をしてみえるのかということでございます。民間事業者につきましては、市が補助をしておりますので、実績報告で内容を確認させていただいており、指導、助言をしております。

次に、これ以外のほかにもあるのかということでございますが、ございません。

あと、支援員の研修の受講状態につきましては、現在、放課後児童支援員128名のうち63人が受講を終えてみえますので、49%となります。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

そうすると、先ほど教員の免許がありということで87名とおっしゃったんですけれども、全ての方が県の研修を受けて、正規の児童クラブの支援員になっているわけではないという解釈でよろしいのか、その点1点確認をさせていただきたいと思います。

それからあと、運営上、先ほどから、こういった資格等についても、市が民間の児童クラブについて把握をしていくということだと思いますが、民間児童クラブや直営、今、指定管理者制度で運営されているわけですが、こういった支援員の資格受講の啓発、そしてトラブルが起きたときの市の対応、それぞれどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、再質問の3点目といたしましては、児童クラブの支援員というのは、学校教師でもない、保育園の保育士でもない、独自の知識と経験が求められているがゆえに、県でのこういった研修会が持たれ、独自の知識を身につけるといことがされているわけでございます。定期的にこういった児童クラブの指導員に対してのスキルアップのための研修等は、市独自で

持たれているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど県の児童クラブ支援員の研修に関しての受講条件については、この10個と一緒にだというお話しでしたが、年数だけではなくて、勤務した時間とか、そういったところの条件も付されていたりとかするのかなと思うんですが、この10番目の5年以上の従事者というところで、時間数は制限がないのかということの確認と、5年以上の従事者で市長が認めた者という条件がありますので、どういった場合に市長が認めるのか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、教諭の資格を持ってみえる方が全てもう既に研修を終えているのかという御質問でございますが、まだ全てではございません。

あと、トラブル等が起きた場合、どうしているのかにつきましては、トラブルの相談者と児童クラブの担当との話し合いの場に市の担当者も立ち合わせていただいております。

あと、市独自の研修でございますが、今現在、子育て世帯包括支援センターのほうで研修を行っておりますので、それらの研修にも参加していただければと思っております。

あと、今後の県の研修についてどうされるのかという御質問でございます。

まず、この県の研修につきましては、県からの研修の受講者への割り当てがございます。その割り当てを全ての民間、指定管理にお願いしている児童クラブ全てに割り振らせていただきます。また、それ以外の研修につきましても、当然直接周知させていただいております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

もう一度質問してよろしいですか。一つ答弁漏れでございました。

5年以上の従事者というところで、時間的なものと、市長が認めるというところですよ。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

申しわけありません。

5年以上につきましては新たに設けられたもので、現在、高校卒業者以上でないと、子育て支援の研修を受けることができずに、子育て支援員になることができなかつたわけでございますが、今回、通算5年ということで児童クラブに携わってみればということでございます。

また、市長の認めた者でございます。当然、子育て支援員に携わるといっても、継続的に、例えば長期休暇のみに携わってみえる方、また月数時間しか携われない方等々、さまざまございます。その中で、5年ということでございますので、専ら継続的に携わってみえた方と判断された場合と考えております。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第39号について質問させていただきます。

他の議員のほうからも質問がありましたが、今回の改正の趣旨は大体わかりましたが、現状

の支援員不足であるとかの御説明をもう一度お願いしたいと思います。

それからまた、第10条第3項に次の1項を加える。(10)として、5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者とありますが、5年以上とは継続性が必要なのか、また累積でもよいのかを教えてください。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

放課後児童支援員の勤務につきましては、夕方のみ限定された時間帯で働ける人が少ない、また長期休業日の対応などの要因で人材確保が困難となっております。

次に、5年以上の考え方でございます。

5年以上の考え方につきましては、累積でございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

それでは再質問させていただきます。

今、累積でもいいということでありましたが、今回、これを新たにということなので、最初は補助員としてのスタートになると思いますが、最初に例えば数年間、例えばの話ですから、2年間補助員として活動していただき、何らかの理由でそこから一度離れ、数年なのか、何年かはちょっとその理由でわからないんですけども、もう一度補助員としての活動を含めた場合の累積5年間以上でという認識でよろしいのでしょうか。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

例えば、新しくこれから勤務された方につきましては、これから5年間、5年後ということでございます。また、先ほど例を出されました、2年過去に働いてみえた場合につきましては、これから3年働いていただければ対象となるものでございます。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今、明らかになってまいりましたが、今の状況の中で、支援員の愛西市内の配置状況についてお尋ねをまずしたいと思います。

市内の全ての放課後児童教室、現在、放課後児童支援員がそれぞれ何人見えるのかということ、また支援員以外の補助員の配置についても人数をまず教えていただきたいのと、それから先ほどからの質問でちょっとつけ加えたいと思うんですけども、それぞれの教室で県の資格を持った、さっきの63名が県の研修を受講されているという話だったんですけど、その受講されている支援員が今それぞれの教室にどの程度いるのかも含めて、わかればつけ加えて説明をお願いしたいと思います。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、それぞれの支援員と補助員の配置人数、4月1日でございますが、御報告させていただきます。

まず、佐屋児童クラブ、支援員10人、佐屋西児童クラブ、支援員8人、補助員3人、市江児童クラブ、支援員15人、補助員1人、永和児童クラブ、支援員8人、補助員3人、勝幡児童ク

ラブ、支援員7人、補助員2人、北河田児童クラブ、支援員7人、草平児童クラブ、支援員8人、補助員1人、西川端児童クラブ、支援員6人、補助員1人、立田北部児童クラブ、支援員7人、補助員1人、立田南部児童クラブ、支援員9人、八輪児童クラブ、支援員14人、補助員4人でございます。開治児童クラブ、支援員7人、補助員5人、ふれあい館児童クラブ、支援員5人、補助員1人、町方児童クラブ、支援員3人、児童クラブれんこん村、支援員9人、SSYクラブ北河田、支援員3人、児童クラブビボ、支援員2人、補助員2人でございます。

また、大変申しわけありません。既に県の研修を終えた方でございますが、児童クラブごとにお答えさせていただきます。

佐屋児童クラブで5人、永和で7人、勝幡で4人、北河田3人、草平4人、西川端2人、八輪が3人、開治5人、ふれあい館さんが1人、町方1人、れんこん村さん5人でございます。

○17番（真野和久君）

今、詳しくお尋ねをしました。ユニット数の差もあるでしょうし、いろいろと通われている子供さんたちの数の問題もあるので、大分ばらつきがあるというのはわかるんですが、一つお尋ねしたいのは、県の研修を受けるということによって、例えば研修を受けている支援員と受けていない支援員で、例えば待遇的な問題で差があるのかどうかというようなことと、それからあと、今お尋ねしますと、公設のほうでも研修を受けている人がいない施設があるわけですが、そうしたところは問題がないのか、研修を受けた人がいなくて。今後、いないところに関して、あるいは受けていない人に関して、先ほども順次割り当てがあるのでという話でありましたけれども、どういう計画でもって研修を受けていってもらえるのかというようなところですね。特にいないところについてはどうするのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

それからあと、先ほども聞きましたけれども、支援員の不足の状況ですね、今、人数的にそれぞれのぐらいの不足が、多分、特に夏休みになるとは思うんですけども、その状況についてお尋ねをしたいのと、それから今回の条件緩和もありましたけれども、そうした中で、これによって支援員が今後ふえていくという可能性があるのか、あるいはそれがなければどうしていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、支援員の研修を受けている、受けていないの待遇でございますが、それぞれの児童クラブを運営してみるところで行ってみえますので、待遇については基本的にはないと考えております。

また、その実際の研修でございますが、平成31年までに受けるというふうになっておまして、随時県から割り当てがございますので、ことし、来年と受けていただく予定でございます。

あと、支援員が不足しているのかでございます。

実際、児童クラブさんですが、平日もやっていただいておりますが、特に長期休業日でございます。このあたりにつきましては、ローテーションを組んでそれぞれのクラブさんがやっておみえになります。当然、ローテーションを組むに当たり、多数の支援員さんがお見えになったほうがローテーションが組みやすいという現状がございますので、支援員さんは不足してい

るというふうを考えております。常に募集は行っていただいておりますと聞いております。

あと、4号と10号が一部改正の上程をさせていただいておりますが、可能性としては、当然10号がふえたわけでございますので、支援員がふえていくというふうには考えております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第40号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・議案第40号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、第40号の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について質問をいたします。

この特定教育・保育施設ということで、その利用については、子ども・子育て支援法等が改正される中で、市が一旦許可をして、そして1号、2号、3号という形でそれぞれ利用者について、その利用負担額を決めるという形になったと、改正がされたということになった後のこの利用額の負担の減少と、値下げということの今回の条例になりますが、この利用者の負担額が減少した、するというふうに至った国の施策、また市の施策等について、どんな理由があつてこのような状況になったのか。政令が改正されたからということを書いてありますが、その改正されることのもとなつた根拠についてお伺いいたします。

また、愛西市で減額になるという方の児童数についてはどれぐらいを見込んでいるのか、またどれぐらいいるのか教えてください。そして、財政的な面ですが、保育料が下がるということは、市の収入が下がるということになりますが、この収入が下がる金額については大体幾らぐらいなのか、あわせてお伺いします。そして、減額になる分については、市が単費で全て出すのか、それから国が出すのか、県が出すのか、そのことについて、どのような負担の割合をもって行っていくのか、民間と公立とわかれば教えていただきたいと思ひます。

以上、2点についてまずお願いいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、減額された背景でございます。

幼児期の教育につきましては、生涯にわたる人格形成の基礎になる重要なものであり、全ての子供の質の高い幼児教育を保障するため、国が幼児教育に係る保護者負担の軽減に取り組む

ためと考えております。

次に、減額対象者でございますが、4月1日現在で3人でございます。

あと、保育料の減額ということでよろしいですかね。保育料が減るといふ部分につきましては、1万2,700円から1万100円ということで、2,600円減りますので、2,600円掛ける3人の12カ月分ということでございます。

あと、これにより、負担割合でございますが、1万4,100円から1万100円になりましたので、改正後につきましては、国が5万2,848円、県が4万5,576円、市が4万5,576円の負担割合となります。

あと、公立の1号はございませんので、民間のみのとなります。

#### ○18番（河合克平君）

数字が合わないのもう一度お願いをしたいんですが、説明を。

済みません。今、負担割合についてですが、5万2,000円とか4万6,000円とかいろいろとありましたが、最初、1万4,100円になるのという話だったんですが、14万1,000円になるのということですか、年間。もう一度お願いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

国の上限額が1万4,100円から1万100円となりますので、1月当たり4,000円となります。4,000円掛ける3人掛ける12カ月ということで14万4,000円ということでございます。

#### ○18番（河合克平君）

国の基準が1万4,100円から1万100円まで選べるという、市の状況によってそれは変えられるということで1万100円にしたということでもいいのかどうか、もう一度確認です。

利用料の算定については、平成26年、3年間、27年変わらなくて、28年、29年、30年と順次保育料、また利用料を上げていくということで条例改正もされているところでありますが、そのときには16歳未満の扶養者については扶養控除が従来からいうと減ったと、33万円の扶養控除がなくなったということがあって、世帯構成によって保育料がかなり上がる人も下がる人もいるということは指摘をさせていただいたところなんですけど、全国的には16歳未満についての扶養控除についてはみなし適用をしている自治体もあるというふうにも聞いておりますが、そういう予定があるのかどうか、今回はしなかったけれども、今後についてはそういう予定があるのかどうか、またそれをお伺いします。

あと、30年、いわゆる今年度までで保育料が値上げされている状況でもありますが、今後の保育料は、またこの利用料についてはどのような見込み、またどのような動きになっていくのかということをお伺いされているのか、そのことについてあわせてお伺いをします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、利用者負担額につきましては、国の条件が1万4,100円から1万100円となりましたので、これにあわせて市も1万100円とさせていただくものでございます。

あと、16歳未満につきましては予定はありません。

あと、30年度までの保育料を上げさせていただいておるわけですが、今後の計画ということ

でございます。今後の計画につきましては、少なくとも31年度は考えておりません。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第40号について質問させていただきたいと思いますが、先ほどの河合議員のところでは御答弁がありましたので、省略させていただきたいと思います。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第41号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第4・議案第41号：小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第41号：小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結につきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

今回、指名競争入札であったようですが、何社指名したかというのと、今回の入札の中で、多分、仕様書があると思うんですが、何か特別な仕様書があったかどうか、あれば御説明をお願いします。

○消防長（横井利幸君）

指名競争入札の業者数でございますが、6社でございます。

仕様書に特別な理由があったのかということですが、平等性を持たせた仕様書になっております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今回、佐織分署のほうに水槽車を購入ということですが、この水槽車についてまずお尋ねをしたいのは、いわゆる配置としては買い増しになるのか、買いかえとして対応するのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、率直な疑問なんですけれども、水槽車、水を運ぶわけなんですけれども、こういった車というのは、例えば悪路、そうしたところには対応する必要はないのかなと思うんですが、

例えば四輪駆動にするとか、そういう必要性などについてはどのように考えているのかについてまずお尋ねします。

○消防長（横井利幸君）

今回の車両の買い増しか、買いかえかについてのお答えでございますが、現在、分署に配備してございます車両の買いかえとなります。

あと、四輪駆動車にする必要性につきましては、今回、購入予定の車両に四輪駆動という仕様がございますので、消防としては必要がないと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

買いかえということなので、じゃあ買いかえによって交代する車に関しての処分についての方法はどのように考えているのかについてお尋ねをします。

○消防長（横井利幸君）

更新車両の処分方法につきましては、官公庁オークションにて落札者へ譲渡する予定であります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時05分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第42号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第5・議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、2点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、補正予算書の11、12ページでございますが、こちらの3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、13節の委託料につきましては、今回、生活保護システム改修委託料を計上してございますが、計上に至った経緯について御説明のほうを詳しくよろしくお願ひします。

次に、同じページの10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、8節の報償費におきまし



て講師謝礼が計上してございますが、今回のキャリアスクールプロジェクトの関係だと思っ  
てですけど、その辺の講師の計画はどういう計画があるか、計画があればお答えください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

生活保護システム改修に至った経緯でございますが、生活保護基準額につきましては定期的  
に検証が行われております。今年度、5年に1度の見直しがありました。平成30年10月支給分  
から生活保護費に対応させるため、システム改修を行うものでございます。よろしくお願ひし  
ます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

講師の計画でございます。

体験活動の講師として、JAあいち海部、それから地域の事業主の方、それから発表会の講  
師として劇団風の子中部、これを計画しておるところでございます。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

まず、生活保護システムの関係で今御答弁ありました5年に1度ということでございますが、  
5年ごとにこういうふうに変更される見込みなのかと、あと、キャリアスクールプロジェクト  
につきまして、今後、市として多分お話をお聞きしたら1校の地区でございますが、愛西市内  
で順番にやられるかどうか、その辺お願ひします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

生活保護システムでございますが、5年に1度の改修があるかということでございます。こ  
ちら国におきましては5年に1度検証されておまして、必要事項が生じれば5年に1度の改  
修が必要になってくると思います。ちなみに、25年にも改修をさせていただいております。以  
上でございます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

この事業につきましては、県からの委託を受けた単年事業でございますので、今後、県から  
そういった委託があれば続けていきますが、なければ継続していく考えはございません。以上  
です。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

先ほど真野議員から、既に県の研修を受講してみえる方の児童クラブごとの人数というこ  
とで御報告させていただきましたが、訂正させていただきます。全て読み上げさせていただきます  
のでお願ひいたします。

佐屋児童クラブは6名、佐屋西児童クラブは4人、市江児童クラブは4人、永和児童クラブ  
8人、勝幡児童クラブ5人、北河田児童クラブ3人、草平児童クラブ4人、西川端児童クラブ  
4人、立田北部児童クラブ2人、立田南部児童クラブ4人、八輪児童クラブ3人、開治児童ク  
ラブ5人、ふれあい館1人、町方児童クラブ3人、れんこん村児童クラブ7人でございます。

以上、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

### ○18番（河合克平君）

では、議案第42号の平成30年度一般会計補正予算について質問をいたします。

まず、今、山岡議員からも報告がありました。8ページにあるキャリアスクールプロジェクト事業委託金として、県委託金、教育費、県委託金、教育費委託金で13万6,000円について県からいただき、支出は11ページ、12ページにあるとおり報償費として5万円、講師謝礼料が5万円、消耗費が8万6,000円という形で行う予定のこの事業について、まず1点お伺いいたします。誰に対して、その事業を行うのかと、またいつごろどのような格好で、どのような内容で行うのかということについて、少し具体的にお伺いをいたしますのでよろしくお願ひします。

続きまして、11、12ページにある、これも山岡議員と重なりますが、生活保護費、生活保護総務費の委託料で162万円、生活保護システム改修委託料ということについて質問させていただきますが、この内容については30年度で検証が行われ、改正がされる予定で改修が必要だというお話もありましたが、どのような検証が行われて、生活保護費が上がるのか下がるのか、変更されるのか。変更されることによって、このシステム改修が要ると思います。このシステム改修をすることによってどのような事務負担が減るのかということについてと、あとどのような内容かについて、いつから行うのかは今10月からということでは聞きましたが、その内容について、下がるのか上がるのか、そのことについて2点目をお伺いいたします。

3点目として、今回、11ページ、12ページにある教育費の中で、小学校費、学校管理費の中で委託料、工事請負費ということでマイナス600万円、工事請負費が施設修繕工事として2億1,900万円の減額、合計で2億2,500万円の減額がされること。そして、次の13ページ、14ページに中学校費で委託料が300万円減額、工事請負費が1億5,500万円減額という形で減額がされるという補正予算であります。この減額がされるものについては報告があった繰越明許ということで、去年行う予算の中で補正予算が可決されて、今年度行う事業が2億8,000万ほどあるということでのこの2億8,000万円にかかわって減額をしたということの報告でありましたが、この2億8,000万円と今回大体3億8,000万円ぐらいになると思うんですが、減額が。この減額分が違う、繰越明許で2億8,000万円を繰り越してきながら、補正予算ではそれ以上の金額が補正予算からマイナスで減額がされるということについて、小学校費、そして中学校費それぞれ、なぜそのようなものになるのか。具体的にどの工事がどうなるのかということ、具体的な内容も上げながら説明をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをします。

以上3点、よろしくお願ひします。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関してお答えをさせていただきます。

まず、キャリアスクールプロジェクト事業につきまして、これは立田北部小学校の児童に対しまして、5月、6月、10月の体験活動を通して学んだことを11月の学習発表会で同級生、下級生に語り伝えることで、児童の発達に応じた系統的なキャリア教育を推進するものでございます。

それから、小学校費、中学校費で当初予算と繰越明許の金額の差についてでございますが、当初予算に関しましては、大原則として設計等により確定した事業費を計上するものでございますが、今回の当初予算におきましては、平成30年度実施事業として平成29年6月に国へ報告しておりました概算事業費と同額を予算計上させていただいております。

しかしながら、平成30年2月に国からの補正予算で事業採択をいただき、急遽3月に平成29年度第7号補正をお願いさせていただくことになりました。当然この補正予算に関しましては繰り越すこととなりますので、繰り越した予算に関して過剰な予算配分を避けるために、実施設計による設計金額による予算をお願いしたところでございます。その結果、当初予算と繰り越しの金額に差異が生じることになりましたので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうから生活保護システムの改修ということで幾つかお尋ねがございました。

まず、どのような検証が行われたのかということでございますが、こちらにつきましては国におきまして、社会保障審議会生活保護基準部会を設けて、5年に1度実施される全国消費実態調査をもとに検証されております。

また、上がるのか下がるのかという御質問でございますが、こちらにつきましては世帯の構造によりまして一概に言えないということもございまして、国が公表しているところによりまして、現行基準から5%以内にとどめるということになっておりまして、見直しにつきましては3年間段階的に実施するというふうにされております。

続きまして、誰のためにとということでございますが、生活保護基準の見直しがされましたので、生活保護費の計算をするシステムを新基準に対応することで作業効率を図るものでございます。

続きまして、システム改修の内容でございますが、生活保護基準の改定に適合させるもので、年齢階層の見直し、児童養育加算の減額・拡大、母子加算など6項目について改修をするものでございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

答弁漏れというのか、各学校ごとにわかれば、各学校ごとの内容、差額について具体的に教えていただきたいということもお話をしたと思っておりますので、教えていただけますでしょうか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

申しわけございません。

永和小学校南校舎東棟トイレ改修工事につきましては、これは工事・監理を合わせてで数字を言わせていただきます。当初予算計上から繰越明許に対してマイナス690万。それから、勝幡小学校北校舎東棟トイレ改修につきましては、プラス1,740万。永和小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事については、プラス350万。市江小学校北校舎外壁等改修工事につきましては、マイナス4,520万。小学校費に関しましては、当初予算2億2,500万に対して繰越明許1億9,380万で、マイナス3,120万でございます。

それから中学校、佐屋中学校武道場非構造部材耐震改修工事につきましては、プラス1,550万。永和中学校北校舎外壁等改修工事につきましては、マイナス7,990万。中学校費におきましては、当初予算1億5,800万に対して繰越明許9,360万で、6,440万の減ということでございます。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

では、再質問いたします。

キャリアスクールプロジェクト、キャリア教育ということで、キャリアというと働くということかなというふうに思うんですが、働く気持ちを小学生に持ってもらおうということで行う内容なのかなというふうに思うんですが、どういった目的で、また結果、これを行うことによってどんな人をつくることを考えている計画なのか、それについてお伺いをします。

続いて、生活保護費のことについてですが、上がるのか下がるのか、5%以内で3年間で減額をしていくということだと思っておりますが、そのことについて今の生活保護基準があって、3年間で下がっていくということになると、実際、例えば、年齢階層がありますけれども、60代で1人の方がいらっしゃって、特に1人で住んでいらっしゃる方ということで限定をすると、どのくらい上がるのか下がるのか、具体的な数字を教えてください。

あと、3点目の工事請負費の件ですが、例えば、市江小学校の外壁工事は4,520万円、実際の工事よりも余分に見込んでいたという意味だと思っておりますが、マイナス4,520万円というのは。そういったことでは倍近い、実際には3,130万円が繰り越してきますので、そこからすると倍近い金額が予算計上で除かれるという点。

また、中学校費については、永和中学校の外壁工事については、繰り越してくるのは4,160万円であるにもかかわらず、予算計上し過ぎた分をマイナスというのは1億2,100万円。大体7,990万円多過ぎたと。非常に倍と3倍近く違ってきているという予算計上のあり方について、これについてはちょっと普通に考えればどうなんだろう、その計上の仕方はというふうに思えてしまうんですが、このことについての理由と今後の予算計上のあり方、また積算の方法の仕方等について、市の見解をお伺いいたします。お願いします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、1点目のキャリアスクールプロジェクトの目的でございます。

児童が生きていく現代社会の目まぐるしい変化に対しまして、みずからの責任で主体的に判断して行動し、自立して生きていく力をつけるための判断力、思考力、実践力を育むことを目標としております。

それから、予算計上のあり方でございます。

特に外壁工事等に関しまして、当初予算と実施設計後の金額に乖離がございます。これは事業費をはじく際に、特に外壁等でいくと、どの辺のどのの中身までいくのか。当然不足が生じてはなりませんので、その分、過剰ではございませんが、不足のないような予算の立て方をします。その結果、実際に実施設計をやれば、不必要な部分をやることはございませんので、その部分が減っていく、そういった考え方で計上してまいります。これは両方とも、この実施設計

と概算事業費の誤差が少ないにこしたことはございませんが、やはりこの数字の乖離は出ますので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、私のほうから生活保護費の関係でございます。

こちらのほう、高齢者の単身世帯の65歳ということでお答えさせていただきます。3カ年の段階的施行が終了した後でございますが、生活扶助ということでお答えさせていただきます。

現行が6万6,000円、見直し後は6万5,000円となるように公表されております。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、2点質問をさせていただきますと思ひます。

12ページの産地パワーアップ事業についてです。

議案の説明の中で、イチゴ農家の高設養液栽培プラントというお話がありましたが、このプラントの実績について、まずはお伺いをしたいと思ひます。

それから、2点目に、通告の中ではキャリア教育事業の市としての目的を聞く予定でしたが、子供の自立ということでお話がありました。もう少しこの事業の内容ですね。立田北部小学校ではもう長年いろんな体験教育をしている実績があります。そうした中で、既にある体験教育に県からの補助事業に合ったように少し修正をして行おうとしているのか、全く新しい事業としてゼロからしようとしているのか、その点について確認をさせていただきますと思ひます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

パワーアップの関係でございます。

平成29年度は5名の方がシステムを導入されました。また、30年度当初予算におきましては、2名の方が導入予定でございます。そして、今回追加で2名の方が申請をされましたので、今回補正をお願いするものでございます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

今回のキャリアスクールプロジェクトの内容についてでございます。これは体験活動をいろいろやっておりますが、今回計画をしておりますのは五平餅づくり体験とかレンコン掘り体験、米づくり体験、こういった体験活動。一番肝心なのは、そういった体験活動を通じて、児童が考え、感じたことを学習発表会の場で語らせる。こういった活動というのが一番の主眼でございますので、それを目的にやっておるということでお理解をいただきたいと思ひます。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

済みません、私の通告書の書き方がちょっとまずかったかと思ひますが、この高設養液栽培プラントについての社会的な実績があるのかということでお聞きをしたかったのです。それがわかればお聞かせをいただきたいと思ひます。信用があるような、そんなものかということなんです。

それからあと、こういった養液栽培においては、周辺の農家の方々が廃液の排水で困るという事例も起きているわけです。そういったところで、周辺の農家の方々の御理解とか、そういった影響について大丈夫かというところをお聞きしたいと思います。

それからあと、これは追加で募集ということですが、再募集をされたのか。また、この窓口はどこなのか、申請はどこの窓口がしているのか。また、補助金をいただいた後の流れについても説明をいただきたいと思います。

それから次に、キャリア教育についてでございます。

多くの市町村で、このキャリア教育というのが大変盛んに行われていることはいろいろところで発表がされていて、私も存じ上げているわけですが、今、愛西市の中でこのキャリア教育だと言えりような、そんな学校で行われている事業があればお聞かせをいただきたいと思ひます。

そして、こういったキャリア教育について、市全体として力を入れていくのか、その辺についても確認をさせていただきたいと思ひます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

このパワーアップ事業でございますが、28年度からの新規事業ということでございます。

次に、環境の影響ということでございますが、養液栽培に適した培養土などにしみ込ませる程度なので、排水の影響はないと考えております。

次に、補助金の流れでございますが、交付が基金管理団体というところが一括交付をしておりますして、市の地域農業再生協議会から都道府県へ計画書を作成させていただいて、県が補助金団体へ申請をして、それで基金団体から都道府県、都道府県から市へ交付されまして農業者に補助金が交付されるものでございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

キャリア教育についてでございます。

愛西市の中学校におきましては、毎年職場体験を実施しております。これだけに特化することではございませんが、キャリア教育というのも非常に重要な教育の内容でございますので、力を入れていきたいと考えております。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、10番・島田浩議員、どうぞ。

#### ○10番（島田 浩君）

それでは、質問させていただきます。

議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）から、3款民生費、2項児童福祉費、6目福祉医療費、29節扶助費、子ども医療費扶助費から質問でございますが、この議案質疑、通告後の先日の一般質問で他の議員から同様の質問がされましたが、いま一度御答弁をいただきたいと思ひます。

予算額2,913万3,000円、うちシステム改修や医療機関周知にかかわる経費211万、子ども医療費扶助費として2,702万3,000円がこの8月から翌年の3月までの8カ月間の扶助費として示

されました。

そこで質問ですが、実際この扶助費額、医療費ということもあり、はやりの疾病も考えますとどの程度膨れ上がるか大変読みづらいと思いますが、この金額を予算計上するに当たり、どのような方法で算出されたか、算出方法をお伺いしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、子ども医療の拡大につきまして御答弁させていただきます。

中学生通院医療費の自己負担額の3分の2を助成する関連経費といたしまして、2,913万3,000円の補正をお願いいたしております。

医療費を試算するに当たりましては、インフルエンザ等の流行も要因になります。大変読みづらいものがあります。平成28年度決算ベースで小学生1人当たりの通院費をもとに、8月から翌年3月診療分までの8カ月分、中学生1,900人を想定し、扶助費として2,702万3,000円をお願いしておるものでございます。以上でございます。

**○10番（島田 浩君）**

わかりました。

この8カ月間、冬をまたぐため流行が考えられる風邪やインフルエンザの影響もしっかりと考慮していかなければならないなと思います。

それでは、次に6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、9節負担金、補助及び交付金で、補助金、産地パワーアップ事業1,106万3,000円からちょっと質問ですが、新たに採択されたイチゴの高設養液プラントのリース事業で、対象経費の2分の1以内の補助でございしますが、このイチゴの高設養液プラントのリース事業ということですが、少し詳しく説明を願いたいと思います。

そして、新たに2件の追加申請があったということですが、今回の補助金1,106万3,000円は、この2件分ということでしょうか。

また、これまでの産地パワーアップ事業全体として、今までの申請分は何件ほどで、イチゴプラント以外のリース事業もあったのか、どのような申請があったか。先ほどお答えいただいた部分もありますけれども、再度お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（鷲野聡明君）**

10番・島田浩議員については総括質問で最初から最後まで質疑をしてからということなので、この分については除外させていただきますので御了承をお願いいたします。

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

今、島田議員のほうからもありましたが、農業振興費の産地パワーアップ事業についてお尋ねをします。

今回、イチゴの栽培に関するリース事業ということで計画が出されているわけですが、この補助対象事業が提案をされる場合の、例えば計画の中身ですね。事業計画とか、経費とか、売り上げとか、またリース期間とかというのは具体的にどのような形で出されているのか、そ

の中身についてまずお尋ねをします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

それでは、今回の補正の2名分の関係で御答弁させていただきます。

2名中1名の方の規模につきましては、高設養液栽培プラント一式、総事業費約1,200万円のうち約2分の1が国費でございます。7年間のリース契約となっております。また、売上金額につきましては、約490万増を取り組みの目標としております。

また、一方の方は、事業規模につきましては、先ほど同様プラント一式でございます。総事業費につきましては約1,000万、そのうち約2分の1が国費となっております。7年間のリース契約となっております。売上金額につきましては、約140万円増を取り組み目標としております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

そういう形になっているわけですが、7年間リースで、売り上げということで考えますと、2人目の方の場合だと1,000万円の投資をやって、7年間リースで、売り上げって年間ですよね。年間140万円だと採算が合わないような気がするんですが、後で教えてください。

あと、こうした事業の事業計画どおりにいくかどうかというのは、なかなか確実なことは言えないですが、7年間のリースという中で、基本的に事業そのものの継続性というものはやはり担保されるのか。

例えば、途中でやっぱりちょっとうまくいかなかったのでやめますとかといった場合にどうなっていくのかとか、そのあたりについて再質問をします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

先ほどの金額につきましては、増額を申し上げたということで御理解いただきたいと思えます。要するに、プラントができて32年度までの目標設定をされておる金額ということで、御理解いただきたいと思えます。

次に、途中でやめるということはできないということでございますが、ただ、目標額に達しない場合は、改善計画をつくって、目標達成までJAあいち海部農協と県の普及所が指導することになっております。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）で、先ほども質問がありましたけれども、12ページ、3款2項6目20節の子ども医療費扶助費ですけれども、1つは中学生の通院医療費の軽減は、小学生と比べて償還払いの手続になると。子育て家庭にとっては大変な負担となると考えますけれども、市の見解を確認したいと思います。

2つ目、負担軽減のために、市としてどのような対応をするのかということですが、他市でどのような努力をしているのか。河合議員の一般質問の中では、半田市や常滑市では、市内の医療機関では1割分を負担するだけと、償還払いでなくて現物給付になっていると。



それに対して部長答弁は、医療機関の窓口で1割負担は難しい、申請手続の負担をかけることを御理解してほしいということですが、なぜ半田市や常滑市でできることが愛西市でできないのかちょっと理解に苦しむんですけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、3点目は子ども医療費の償還払いをされる方、償還払いですから、請求の手続をしなければ2割は戻ってきません。窓口1割負担であれば、100%医療費軽減になるわけですが、償還払いですから100%軽減がないと思います。やっぱりこのくらいの金額ならもう請求しないとか、手続が大変だからやらないと、その見込みですね。何割ぐらいが請求されるのか。海部管内でも、以前、あま市が償還払いをしておいて、やっぱり100%ではなかったというような状況もありますので、市としての見込みはどうなっているのかお尋ねをいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、子ども医療についてお答えさせていただきます。

小学生までの現物給付に比べまして、申請の手続が必要になってきます。代理申請は行ってまいりたいというふうに考えております。子育て家庭の経済的な負担の軽減を少しでも図るための事業ということを御理解いただきたいというふうに思っております。

申請につきましては、医療機関等で発行された領収書を持参し、市役所の保険年金課のほか各支所で申請受け付けの体制をとってまいります。

また、今、半田、常滑のお話ありがとうございましたけれども、半田、常滑につきましては、総合病院とかいった大きい医療機関をお持ちということもあります。また、各医療機関の御理解、御協力も必要ということになってきますので、愛西市につきましては償還払いということにさせていただきました。

他市の状況ですけれども、払い戻し申請の方法、周知等につきましてはおおむね同じ方法だというふうに考えております。

予算につきましてはでございますが、28年度決算ベースで中学生の人数、約1,900人分で8カ月分を予算計上しております。どれだけの中学生が医療機関を受診されるか、これにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたとおり疾病の流行等もございますので、なかなか把握が難しいというふうに捉えております。何割かということもございますけれども、保護者の方に周知徹底をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○16番（加藤敏彦君）

再質問します。

部長の答弁では、軽減の制度という形で実施するということですが、確かに住民の強い要望に対して市が一步踏み込んで軽減の措置をしたんですけれども、今、私が質問したのは、小学生の医療費の制度に比べて、中学生の通院医療費は子育て世帯に負担になるかどうかという市の認識ですね。そういう認識をちゃんと持っていただくかどうかというのは、今後の進め方にとっても大きいと思いますので、小学生に比べて中学生の通院医療費の助成は負担になっているかどうかの認識を再度答弁いただきたいと思います。

それから、半田市や常滑市では1割負担でやっている。その理由としては、大きい医療機関があったり、医療機関の御理解があると。そういう答弁ですと、愛西市の医療機関では理解がないからできないかということになるんですけど、その点はいかがでしょうか。

それから3項目めの、せっかく予算を組んでも、手続をしていただかなければ還元されないわけですが、しかし、見込みというのは一定あるのではないかと思います、償還払いされない方も一定の見込みが出てくると思います。

また、そういう償還払いしてきた自治体の実績を見れば一定の数字があると思いますけれども、その点についても再度お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

小学生までの現物給付に比べて負担があるかということでございますが、当然申請をしていただく以上、市役所のほうに来ていただくということは負担になるというふうには思っております。

また、現物給付ができないかということでございますが、こちらのほうにつきましては医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨院、そういった医療機関もございますので、そういったところとやはり調整が必要ということで答えさせていただいたというふうに思っております。

また、申請の件数ということでございますが、確かに以前、あま市も同じような制度をとっておりましたけれども、やはりあま市と愛西市とまだ2つしかございませんので、実際にどれだけの件数が出てくるかというのは、これは全国的に調べないとわからないということもございますので、ちょっとそういうところにつきましては周知をさせていただくということでかえさせていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

近藤武議員。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、議案第42号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、1点質問させていただきたいと思っております。

予算書の11、12ページ、先ほど島田議員、加藤議員のほうからありましたけれども、3款民生費、6目福祉医療費、補正額2,913万3,000円についてであります。先ほどいろいろ細かい質問をいただきましたので、トータルとしてではないですけれども、改めて今回子ども医療費助成拡大に至った経緯1点をお伺いしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、子ども医療の助成拡大に至った経緯はということでございます。

昨年、議員の会派から子ども医療費助成の見直しについての要望書をいただきました。市として、子育て家庭の負担軽減を図ることを最優先として事業の継続性を見据え検討させていただきました。

助成拡大の拡充の内容といたしましては、中学生の通院に係る自己負担分の3分の2を償還

払いとすることで、3月議会に子ども医療費の支給条例の一部改正を上程し、御承認をいただいております。つきましては、今議会において、中学生の通院に係る自己負担分について、8月診療分から実施するための関連予算を計上させていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・請願第5号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第6・請願第5号：子ども医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・委員会付託について

○議長（鷺野聰明君）

日程第7・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第38号から議案第42号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、また請願第5号につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ委託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月21日午前10時より開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時51分 散会

